# 限度額適用区分変更による高額療養費 多数該当 ・ 世帯合算高額療養費 (追加)支給申請書 健康保険

平成 年 月診療分

① 被 保 険 者 証 の 記 号 ・ 番 号 ③ 被 保 険 者 の		事業所		
③ 被 保 険 者 の		ず 未 //	名 称	
		④ 被保険	者の	
氏 名		生年月	■ - 昭・平	年 月 日
⑤ 70歳以上の方で過去1年間のうちに次に掲げる事項	に該当された方は、番号		·	
1 「健康保険限度額適用·標準負担額減額認定証				
2 一部負担金の割合について、「健康保険高齢受	給者基準収入額適用申	請書」を提出された方		
⑥ 療養を受けた者の1	2		3	
氏名				
⑦療養を受けた者の昭和	昭		昭和	 年 月 日
生 年 月 日 令和	月 日 平 令		月 日 平成 令和	年 月 日
⑧被保険者との続柄				
⑨ 傷 病 名				
⑩ 療養を受けた 名 称				
病 院・診 療 所				
等の名称及び所在地				
所在地 2 年月		F	>	F
一	日から日間である。日間である。	年月日か	日間一一	年 月 日から 
/2期间	ряс	同年 月 日ま	(	司年 月 日まで
(12) ⑩の期間に受けた療養に 対し病院等で支払った額 (	円		円(	円
③ 他の制度により自己負担   受けられる	9	けられる		
額相当額またはその一部(制度名	)	(制度名	/	度名 )
の支給を受けられるかど(費用の徴収の		(費用の徴収の 有	´	用の徴収の有・無)
うか                   受けられない	匀	<b>きけられない</b>	受け!	られない
④ 今回申請の診療月以前1		B		→ K
<ul><li>④ 今回申請の診療月以前1</li><li>年間に高額療養費の支給 診 療 月 会利</li></ul>		分 平成 年		P成 年 月診療分
年間に高額療養費の支給 診療月 平成 を3回以上受けた場合、		分 平成 年		平成 年 月診療分 合和
年間に高額療養費の支給 診療 月 学成会和				
年間に高額療養費の支給 を3回以上受けた場合、 その直近の診療月、被保 険者証の記号番号及び支 給を受けた健康保険組合 健康保険				
年間に高額療養費の支給 を3回以上受けた場合、 その直近の診療月、被保 被保険者証 険者証の記号番号及び支 給を受けた健康保険組合 名 健 康 保 険 組 合 名				
年間に高額療養費の支給 を3回以上受けた場合、 その直近の診療月、被保険者証 険者証の記号番号及び支 給を受けた健康保険組合 名 健康保険 組合名				
年間に高額療養費の支給 を3回以上受けた場合、 その直近の診療月、被保 被保険者証 険者証の記号番号及び支 給を受けた健康保険組合 名 健 康 保 険 組 合 名		令和 华		
年間に高額療養費の支給 を3回以上受けた場合、 その直近の診療月、被保険者証 険者証の記号番号及び支 給を受けた健康保険組合 名 健康保険 組合名	世界が原産の	住所		
年間に高額療養費の支給 を3回以上受けた場合、 その直近の診療月、被保険者証 険者証の記号番号及び支 給を受けた健康保険組合 名 健康保険 組合名	世 月診療 被保険者の (申請者)	が 令和 住所 氏名		令和
年間に高額療養費の支給を3回以上受けた場合、その直近の診療月、被保険者証の記号番号及び支給を受けた健康保険組合名	中 対 被保険者の (申請者) (相続人の申請	が 令和 中 住所 氏名 の場合は被保険者名	月砂原刀	令和
年間に高額療養費の支給を3回以上受けた場合、その直近の診療月、被保険者証の記号番号及び支給を受けた健康保険組合名	世 月 診療 被保険者の (申請者) (相続人の申請 者には、平成・令和	が 令和 住所 氏名 の場合は被保険者名 年度の市区町村	民税が課されないこ	合和 中 月砂原分
# 目に高額療養費の支給を3回以上受けた場合、その直近の診療月、被保険者証の記号番号及び支給を受けた健康保険組合名	中 月	が 令和 中 住所 氏名 の場合は被保険者名 年度の市区町村 市区町村長々	民税が課されないこ	令和
年間に高額療養費の支給を3回以上受けた場合、その直近の診療月、被保険者証 被保険者証 の記号番号及び支 給を受けた健康保険組合 程 康 保 険 組 合 名  「⑤ 上記のとおり申請します。 令和 年 月 日  大阪自転車健康保険組合理事長 殿  「⑥ 市区町村長が証明する欄 上記③の被保険 令和 年  払渡希望金融機関名 《口座名義が被保険者(申書	世 月 お が	<ul><li>(方) 令和</li><li>(上) 令和</li><li>(上) 任所</li><li>(上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上)</li></ul>	R税が課されないこ 名 <b>入が必要です。≫</b>	今和 サ 月 <i>計像分</i> ) ことを証する。 <sup>(印)</sup>
# 目に高額療養費の支給を3回以上受けた場合、その直近の診療月、被保険者証の記号番号及び支給を受けた健康保険組合を関した。	中 月	<ul><li>(中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中)</li></ul>	民税が課されないこ	今和 中 月 12 原 分 )  - とを証する。  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -
# 目に高額療養費の支給を3回以上受けた場合、その直近の診療月、被保険者証の記号番号及び支給を受けた健康保険組合名	世 月 お が	<ul><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li><li>(中)</li></ul>	R税が課されないこ 名 <b>入が必要です。≫</b>	今和 サ 月 <i>計像分</i> ) ことを証する。 <sup>(印)</sup>
# 目に高額療養費の支給を3回以上受けた場合、その直近の診療月、被保険者証の記号番号及び支給を受けた健康保険組合を関した。	世 月 お が	年 (全所 (大名 (の場合は被保険者名 年度の市区町村 市区町村長/ <b>受取代理人欄」に記</b> 預金種別 普通 当座	R税が課されないこ 名 <b>入が必要です。≫</b>	今和 中 月 12 原 分 )  - とを証する。  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -
### (1) (1) (フリカ・ナ) (フリカ・ナ) (マリカ・ナ) (マース・ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	世 月 おか 被保険者の (申請者) (相続人の申請 者には、平成・令和 月 日 <b>请者)と異なる場合は「</b> 支店名	年 (全所 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	民税が課されないこ 名 <b>入が必要です。≫</b> 口座番号	<ul><li>う和 サーカ おか ボラ カン カン</li></ul>
年間に高額療養費の支給を3回以上受けた場合、その直近の診療月、被保険者証の記号番号及び支給を受けた健康保険組合程。	世 月 20 年 月 20 京	年 (全所 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	民税が課されないこ 名 <b>入が必要です。≫</b> 口座番号	<ul><li>う和 サ 月 お原力</li><li>ことを証する。</li><li>(回)</li><li>口座名義</li><li>(フリガナ)</li><li>てください。</li></ul>
年間に高額療養費の支給を3回以上受けた場合、その直近の診療月、被保険者証の記号番号及び支給を受けた健康保険組合名  (5) 上記のとおり申請します。 令和 年 月 日  大阪自転車健康保険組合理事長 殿  (6) 市区町村長が証明する欄 上記③の被保険令和 年  払渡希望金融機関名 《口座名義が被保険者(申請を) 上記④のをは関する受領を代理人に委任する(被保険者を) (フリガナ) (フリガナ) (フリガナ) (カチャー は できる ( を	世 内 が	年 (全所 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	民税が課されないこ 名 <b>入が必要です。≫</b> 口座番号	<ul><li>う和 サーカ おか ボラ カン カン</li></ul>
年間に高額療養費の支給を3回以上受けた場合、その直近の診療月、被保険者証の記号番号及び支給を受けた健康保険組合程 康保 解 合名  「5 上記のとおり申請します。令和 年 月 日  大阪自転車健康保険組合理事長 殿  「6 市区町村長が証明する欄 令和 年  払渡希望金融機関名 《口座名義が被保険者(申請を融機関名 (フリガナ) (フリガナ) (フリガナ) (フリガナ) (フリガナ) (フリガナ) (フリガナ) (フリガナ) (フリガナ) (ラウム をに関する受領を代理人に委任する(被保険者 や申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任するのででは、 (本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委会の を利 日	被保険者の (申請者) (相続人の申請者には、平成・令和 月 日 <b>清者)と異なる場合は「</b> 支店名 *(申請者)名義以外の 任します。 委任者と	年 (全所 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	民税が課されないこ 名 <b>入が必要です。≫</b> 口座番号	<ul><li>う和 サ 月 お原力</li><li>ことを証する。</li><li>(回)</li><li>口座名義</li><li>(フリガナ)</li><li>てください。</li></ul>
# に高額療養費の支給を3回以上受けた場合、その直近の診療月、被保険者証の記号番号及び支給を受けた健康保険組合名	世 内 が	年 (全所 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	民税が課されないこ 名 <b>入が必要です。≫</b> 口座番号	<ul><li>う和 サ 月 お原力</li><li>ことを証する。</li><li>(回)</li><li>口座名義</li><li>(フリガナ)</li><li>てください。</li></ul>
### (1)	世 内 が	年 (全所 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	民税が課されないこ 名 <b>入が必要です。≫</b> 口座番号	<ul><li>う和 サ 月 お原力</li><li>ことを証する。</li><li>(回)</li><li>口座名義</li><li>(フリガナ)</li><li>てください。</li></ul>
# に高額療養費の支給を3回以上受けた場合、その直近の診療月、被保険者証の記号番号及び支給を受けた健康保険組合名	世 月 日 世 月 日 被保険者の (申請者) (相続人の申請者) は 東 なる場合は「 東 なる場合は「 支店名 また」 を 任者と 住所	年 (全所 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	民税が課されないこ 名 <b>入が必要です。≫</b> 口座番号	<ul><li>う和 サ 月 お原力</li><li>ことを証する。</li><li>(回)</li><li>口座名義</li><li>(フリガナ)</li><li>てください。</li></ul>

### (記入上の注意)

- ・申請書は、診療月ごとに作成してください。
- ・①欄 あなたの健康保険被保険者証に記載されている記号番号を記入してください。
- ・①欄 病院等で支払った額のうち、保険診療分に係るものについてのみ記入し、特別室料、歯科で認められている差額徴収額等については除いてください。ただし、その額が明確でない時は病院等で支払った金額を記入し、その旨を( )内に記入してください。なお、③欄において費用徴収が「有」の場合は、当該徴収された額を①欄に記入してください。
- ・⑭欄 今回申請の診療月以前の12ヶ月以内に、高額療養費の支給を3回以上受けたことがある場合に、直近の3回分についてそれぞれ記入してください。

【被保険者が死亡した場合は、相続人から申請することができます。この場合、⑤欄には申請者の住所・氏名を記入し、( )内に被保険者であった者の氏名を記入してください。また、相続人であることが確認できる「戸籍謄本」等を添付してください。】

### 高額療養費の支給要件、その他留意事項

- 1. 次の区分により保険診療分として支払った医療費の自己負担額(入院時の食事代、室料の差額、歯科の材料差額等、保険診療とならないものは除きます。)が、2の計算式により算出した自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が支給されます。
  - ・1ヵ月単位(毎月1日から末日)で計算
  - ・受診者ごとに計算
  - ・医療機関ごと(医科・歯科別)に計算
  - ・入院と通院は分けて計算

### 2.70歳未満の方の自己負担限度額

	所得区分	自己負担限度額	
ア	標準報酬月額	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	
	83 万円以上	【 多数回該当 140,100 円 】	
1	標準報酬月額	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	
	53 万円~79 万円	【 多数回該当 93,000円 】	
Ġ	標準報酬月額	80,100 円 +(医療費 - 267,000 円) × 1%	
	28 万円~50 万円	【 多数回該当 44,400 円 】	
т	標準報酬月額	57,600 円	
	26 万円以下	【 多数回該当 44,400円 】	
オ	低所得者	35,400 円	
	(住民税非課税)	【 多数回該当 24,600円 】	

## 70歳~74歳(3割・2割負担の者)

自己	自己負担限度額			
負担	所得区分	外来(個人ごと)	外来・入院を合計(世帯ごと)	
3割	皿 標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%		
3割	Ⅱ 標準報酬月額 53 万円~79 万円	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%		
3割	I 標準報酬月額 28 万円~50 万円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 【 多数回該当 44,400 円 】		
2割※ 標準報酬月額 26 万円以下	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	18,000 円	57,600 円	
	信件報酬月額 26 万円以下	(年間上限 14 万 4,000 円)	【 多数回該当 44,400円 】	
1割	低所得Ⅱ(住民税非課税·年金収入 80 万円~160 万円)	8,000 円	24,600 円	
1割	低所得 I (住民税非課税·年金収入 80 万円以下)	6,000 FJ	15,000 円	

※平成 26 年 3 月末までに 70 歳以上になっている人は、軽減特例措置の対象となり、負担は 1 割です。

#### 所得区分は次のとおり

- ア 標準報酬月額 83 万円以上の被保険者及びその被扶養者
- イ 標準報酬月額 53 万円~79 万円の被保険者及びその被扶養者
- ウ 標準報酬月額 28 万円~50 万円の被保険者及びその被扶養者
- エ 標準報酬月額 26 万円以下の被保険者及びその被扶養者
- オ 次のいずれかに該当する場合です。
  - ①被保険者が療養のあった月の属する年度(4月から7月診療分については前年度)分の市区町村民税が課税されない場合。
    - 市区町村民税の非課税に関する市区町村長の証明書を添付してください。
    - 申請書⑩欄に市区町村長の証明を受けられた場合は、証明書の添付は必要ありません。
  - ②被保険者又は被扶養者が療養のあった月の属する年度において生活保護法の被保険者等である場合。

診療月以前に福祉事務所で決定された保護開始決定通知書、保護変更決定通知書、保護廃止決定通知書等の写を添付してください。

- この通知書の写には、事業主、民生委員又は福祉事務所長の原本証明を受けてください。
- ※ 同一年度(上記アに該当する者にあっては、8 月から翌年 7 月までの間)内において、既に証明書等を提出している場合は、同一年度内の申請に際して再度証明書を添付する必要はありません。
- 3. 上記の 1 区分により保険診療分として支払った医療費の自己負担額(柔道整復師等の施術で支払った自己負担相当額を含みます。ただし、入院時の食事負担、室料の差額、歯科の材料差額等、保険診療とならないものは除きます。)のうち、同一月に 21,000 円以上 (70 歳以上 75 歳未満の方については全ての自己負担額)のものが複数あるときは、それらを合算した額が上記2の計算式で算出した自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が支給されます。(世帯合算)
- 4. 過去 1 年間に既に 3 回以上高額療養費の支給を受けている場合の4か月目以降は、上記1の区分により支払った自己負担限度額が【】内の額を超えた場合に、その超えた額が支給されます。(多数回該当)
- 5. 一定の制度により自己負担相当額について給付を受けられる場合は、この高額療養費は支給できません。ただし、実際に費用徴収された場合で、一部負担金に相当する額が 21,000 円以上(70 歳以上 75 歳未満の方については、当該費用徴収以外の全ての自己負担額)のものについては、費用の徴収の多少にかかわらず、実際に徴収された費用は上記3の世帯合算の対象になります。
  - ◎ 高額療養費の支給額は医療機関から提出される書類により決定しますので、支払時期は療養を受けた月から3か月程度後になります。
  - ※ 以上の内容でわからないところがありましたら、健康保険組合へおたずねください。